

第 2 3 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 3月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

今回の〇区〇〇「〇〇〇〇」における酒蔵見学会での、焼いたり、煮たりあたため直して見学会参加者へ無償なり有償で行った事は食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「法」という。）にもとづく届出なり臨時営業許可をもらわずに行った事は平成27年 3月 5日付け26〇保生第87号（以下「別件処分」という。）で知る。上記の催しに対し法にもとづくいわゆる行政指導を行った事の方かるもの（以下「本件請求文書」という。）を求めます。

2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書が存在する場合には、〇区〇〇「〇〇〇〇」における酒蔵見学会で焼いたり煮たりあたため直して法にもとづく届出なり臨時営業許可をもらわずに行った事に対し、法にもとづくいわゆる行政指導を行った事の方かるものであることを示した上で、次の理由により、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

本件請求文書は、条例第 9条（存否応答拒否）に該当し、当該行政文書の存否を明らかにすることが、非公開情報を公開することとなるため。

非公開情報である根拠

条例第 7条第 1項第 2号に該当

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるものであるため。

3 同月20日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

非公開案件とする「存否応答拒否」は受け入れがたく、不利益・営業妨害を理由としての事実が無かったような取扱いは不当と感じる。一部公開でも可なので、法にもとづく事実確認を求める決定変更を望む。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 営業者が法第52条第 1項に基づく飲食店営業の許可を取得せずに食品の調理提供行為を行った場合、通常、保健所は食品衛生監視指導票により行政指導を行い、始末書を徴収する。始末書では深く反省を促し、違反の事実、経過、今後の対策等について報告をさせ、再発防止を約束させる。

2 これらの文書は、仮に存在した場合、営業者が何らかの違反等行為により保健所の行政指導を受けたことが明らかになるものである。従って、当該文書を公開することで、営業者に対する風評により、消費者の信頼が低下するなど無用な混乱を招き、経営不振につながることも予想され、明らかに不利益を与えることが推測される。

3 今回、異議申立人は「〇〇〇〇」（以下「本件法人」という。）と名指しで本件公開請求をしているため、当該文書の存在又は不存在を明らかにすることにより、条例第 9条に該当し、非公開とする情報を公開することになるので、存否を明らかにせず非公開としている。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の

知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求に至る経過について

当審査会の調査によると、本件公開請求に関し、次の事実が認められる。

- (1) 平成27年 2月23日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「別件公開請求」という。）を行った。

隣の「〇〇〇」酒造と共に〇区〇〇の「〇〇〇〇」は昨日22日（日）に酒蔵開放の催しを行った。無料入場の来客者向けに外部団体の「〇〇〇〇〇」が模擬店方式で飲食物の販売を担当した（有料販売で）。〇保健所が法にもとづき一日限りの臨時営業許可を出した事の分かるものを求めます。

- (2) 同年 3月 5日、実施機関は、別件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として別件処分を行った。

- (3) 同日、異議申立人は、実施機関に対して本件公開請求を行った。

4 条例第 9条該当性

- (1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、当該法人情報に最大限配慮しながらも、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

- (2) 当審査会は、まず、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 2号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければなら

ないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

イ 本件事案は、本件法人の法違反に関する事案であり、本件請求文書が存在する場合、当該文書は本件法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件法人に明らかに不利益を与えると認められるか否かについて判断する。

(ア) 本件公開請求は、本件法人を特定したうえで臨時営業許可等もなく本件法人が法違反を行ったことを前提とした請求であり、本件請求文書の存否を答えることにより、本件法人に対して法に基づく行政指導を行ったか否かが明らかになる。

(イ) 仮に上記の行政指導があった場合、本件法人が営業許可を取得せずに食品の調理販売を行い、法に反する取扱いを行っていたと推測されるおそれがあり、当該事実が、本件法人の社会的評価に直結することから、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(ウ) したがって、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

エ また、異議申立人は、不利益・営業妨害を理由としての事実が無かったような取扱いは不当であり、一部でも公開すべきであると主張するので、本件請求文書が本号ただし書に該当するか否かについて判断する。

(ア) 本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、人の生命、身体、健康、市民生活や環境を保護するために必要な場合その他公益上特に必要な場合は公開することを定めたものである。

(イ) しかし、異議申立人の主張からは、本件法人が法違反を行ったことにより行政指導を受けた事実の有無について、公にすることが必要であるとする特段の事情は認められない。

(ウ) したがって、本件請求文書の存否について、本号ただし書に該当するとは認められない。

オ 以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する非公開情報を公開することになると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 4月15日	諮問書の受理
4月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月25日	実施機関の弁明意見書を受理
6月15日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
6月15日	異議申立人の意見陳述等申出書を受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成31年 3月22日 (第15回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 7月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久